

広島県告示第六百三十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定によつて、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

平成二十八年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

もみのき森林公園鳥獣保護区もみのき森林公園特別保護地区

二 区域

廿日市市吉和地内のもみのき森林公園の区域のうち、公園センター地区内の管理宿泊施設、運動施設、休養施設及び付帯施設の地区並びに家族旅行村地区内の管理施設、野営施設、運動施設、民俗資料館及び付帯施設の地区を除く区域一円

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

一 名称

比婆山鳥獣保護区比婆山特別保護地区

二 区域

庄原市西城町地内の広島県と島根県の行政区と歩道出雲峠線との交点を起点として、同所から同歩道を南東方に進み県有地界（県営林界）との交点に至り、同所から同地界を南方に進み、更に東方に進み展望園地に至り、同所から備北森林計画区二六二林班と二六三林班との境界を西方に進み、六ノ原川左岸との交点に至り、同所から同左岸を南東方に進み県有地界との交点に至り、同所から同地界を南方に進み、更に西方に進み庄原市西城町と比和町の境界との交点に至り、同所から同境界を北方に進み広島県と島根県の行政区との交点に至り、同所から同行政区を北東方に進み起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

一 名称

苅尾鳥獣保護区苅尾特別保護地区

二 区域

山県郡北広島町地内の太田川森林計画区北広島町（芸北）九林班の区域のうち、西中国山地国定公園特別保護地区（昭和四十四年厚生省告示第六号）に指定されている区域一円

三 存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで